

有田市特別職給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第 4 号

有田市特別職給与条例の一部を改正する条例

有田市特別職給与条例（昭和30年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「「100分の122.5」とあるのは「100分の220」、「100分の127.5」とあるのは「100分の230」」を「「100分の125」とあるのは「100分の225」」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。